



● 国民年金 ●

問い合わせ 住民課住民年金係
☎59-3111（内線121）

まとめて納めるとお得です

前納制度をご利用ください!!

国民年金の保険料を前もって一度に納める（前納）と、保険料が割引かれます。また、毎月納めると手間を省くとともに、納め忘れも防ぐことができます。

〈平成16年10月分～平成17年3月分までの6ヶ月分を前納する場合〉

毎月納めた場合	前納した場合の保険料額	割引額
79,800円 (13,300円×6ヶ月分)	79,150円	= 650円

前納納付書（後期分）は、平成16年4月に送られている納付書につづられていますので、ご利用ください。

なお、納付書がない場合は、お近くの社会保険事務所へご連絡ください。

※納付期限は、平成16年10月31日です。お早めに最寄りの金融機関、郵便局などで納付してください。

年金改正のポイント

第3号被保険者の特例届出について

平成17年4月1日実施

第3号被保険者となった場合は、速やかに届出が必要です。

現在、第3号被保険者になる届出が2年以上遅れると、その期間は未納期間になります。今回の改正で、平成17年4月1日前の第3号被保険者の未届出期間について、特例的に、届出を行えば2年前より以前の期間も第3号被保険者期間に算入され、将来その分の基礎年金を受け取ることができるようになりました。

また、平成17年4月1日以後の未届け期間についても、やむを得ない理由があると認められれば、2年以上遡って第3号被保険者期間に算入されます。

平成17年4月1日以前の未届け期間	2年前	届出
特例による保険料納付済期間	保険料納付済期間	

平成17年4月1日以後の未届け期間	2年前	届出
原則として未納期間（やむを得ない理由がある場合は保険料納付済み期間となる）	保険料納付済期間	

※第3号被保険者とは、厚生年金や共済年金に加入するサラリーマン等に扶養される、20歳以上60歳未満の配偶者（妻または夫）をいいます。

こんなときは、国保の手続きが必要です！

退職などで社会保険の資格がなくなった人や、国民健康保険に入っている人で次のような場合は、国保への届出が必要です。

こんなときは	必要なもの
会社を辞めたとき	印鑑、社会保険資格喪失連絡票（同一世帯に国保の方がいればその保険証も）
社会保険に加入したとき	印鑑、保険証、社会保険証（高齢受給者証をお持ちの方はそれも）
転入	印鑑（新世帯に国保の方がいればその保険証も）
転出	印鑑、保険証（老人・高齢受給者証をお持ちの方はそれも）
転居	印鑑、保険証（転居先の世帯に国保の方がいればその保険証、老人・高齢受給者証をお持ちの方はそれも）
世帯分離	印鑑、保険証（世帯主が変わる人で、高齢受給者証をお持ちの方はそれも）
世帯主の変更	印鑑、保険証（高齢受給者証をお持ちの方はそれも）
子供が産まれたとき	印鑑、保険証
死亡したとき	印鑑、保険証（老人・高齢受給者証をお持ちの方はそれも）

※ここでは国民健康保険被保険証のことを保険証といいます。

14日以内に届けをお願いします。

▽問い合わせ 住民課保険衛生係 ☎59-3111（内線122）

平成16年度高齢者実態調査

平成17年度の介護保険事業（支援）計画及び高齢者保健福祉計画の見直しに当たり、既存データでは把握困難な、高齢者の実態や意識・意向を調査・分析することにより計画策定の基礎資料とするため、調査を行います。

◇調査期間 平成16年10月～11月

◇調査区分

- （1）介護保険施設入所者調査 調査対象者：介護保険施設入所者
- （2）在宅要介護（要支援）者調査 調査対象者：在宅の要介護（要支援）認定者
- （3）一般高齢者調査・若年者調査 調査対象者：一般高齢者（65歳以上の方）及び若年者（40歳以上65歳未満の方）

◇調査の方法

上記（1）、（2）については町職員が直接お伺いして調査します。

（3）については、一般高齢者調査は、各地区の民生委員が調査票を配布・回収します。若年者調査は、各公民館長を通じて調査票を配布・回収します。

▽問い合わせ 住民課介護保険係 ☎59-3111（内線128）